

ご存じですか！文化財

20

「善定寺文書」

市指定有形文化財
平成5年12月1日指定



問合せ
大利根教育事務所
(☎0480・72・1323)



所在地 琴寄195番地 善定寺内

善定寺には約60点の文書が大切に保管されていますが、今回はそのうちの寺社領安堵証文と朱印状について紹介します。

江戸幕府の社寺に対する所領安堵は、徳川家康以来、朱印状や黒印状によって行われましたが、特に関東では、元和3(1617)年に朱印状を集中して発給しています。

善定寺の寺社領安堵証文は慶長9(1604)年11月29日、伊奈備前守忠次から書き付け(黒印状)をもって7石の寄進を受けました。伊奈忠次による寺領寄進は、埼玉県域では5通確認されていて、そのうち3通はいずれも新田開発に関するもので、新田開発に成功したら土地を寄進するというものでした。正式

な朱印状の交付以前に寺領の寄進を受けることは、江戸時代初期の段階で、この地方において善定寺が盛えていたことを物語っています。

この黒印状をもとに、慶安元(1648)年9月17日、三代将軍家光の朱印状に書き換えられました。將軍の朱印を押した朱印状によって寄附された土地・山林・屋敷などに対し、寺社は年貢・課役の負担を免除されるとともに、これらから年貢を徴収し、竹木を伐採し人足を徴集することができました。

將軍の代替わりごとに新たな朱印状が交付されていて、善定寺には合計9通の朱印状が保管されています。



朱印状

紹介者 橋本 賢順さん(琴寄)